**太陽光発電施設設置事前確認票**

R６年8月改訂

|  |
| --- |
| 　豊田市内に太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く）を設置し、事業面積が1,000㎡以上の場合は、下表に記載している内容（確認事由）を確認してください。該当する項目の【　】内に〇を記入後、その対策を下表の**太枠**内に記入し、本確認票を工事着手の２週間前までに環境保全課へ提出してください。提出時に、記入事項について、環境保全課で聴き取りを実施します。【提出日】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【事業者名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【担当者・連絡先】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【該当地】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【事業面積】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【出力※】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ 出力が50kw未満の事業について、確認事由１０～１５は対象外です。 |
| 確認事由 | 対策例 | 対策内容（未対策の場合はその理由） | 環境保全課確認欄 |
| １【　】切土を行う場合で、以下のいずれかに該当 ①法面が特に大きい ②法面が割れ目の多い岩又は流れ盤である ③法面が風化の速い岩である ④法面が侵食に弱い土質である ⑤法面が崩積土などである ⑥法面に湧水などが多い ⑦法面又はがけの上端面に雨水が浸透しやすい２【　】盛土を行う場合で、以下のいずれかに該当する。 ①法面が特に大きい ②盛土が地山からの湧水の影響を受けやすい ③盛土箇所の原地盤が不安定 ④盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある ⑤腹付け盛土（傾斜地盤上に行う盛土）となる ⑥谷埋め盛土（沢や谷を埋め立てた盛土）となる | ア　法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。イ　地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用する。ウ　工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。エ　対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。 |  |  |
| ア　降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。イ　洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。ウ（排水先下流に漁業権の設定や飲用水等としての利水がある場合）施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む）を設置する。エ　工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。オ　対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。 |  |  |
| ３【　】自然斜面に設置 | ア　（切土又は盛土を行う場合）法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。イ　地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用する。ウ　工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。エ　対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。 |  |  |
| ４【　】森林を伐採 | ア　（切土又は盛土を行う場合）法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。イ　地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用する。ウ　工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。エ　対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。 |  |  |
| ア　降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。イ　洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。ウ（排水先下流に漁業権の設定や飲用水等としての利水がある場合）施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む）を設置する。エ　工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。オ　対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。 |  |  |
| ５【　】排水先の下流に、漁業権が設定されていたり、飲用水や農業用水等としての利水が行われている。 | ア　降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。イ　洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。ウ（排水先下流に漁業権の設定や飲用水等としての利水がある場合）施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む）を設置する。エ　工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。オ　対策を検討するに当たり、事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。 |  |  |
| ６【　】騒音の影響に配慮すべき住宅等に近接した位置に、パワーコンディショナ等を設置する。 | ア　騒音レベルを計算（測定）し、影響の程度を確認する。イ　パワーコンディショナ等の設置場所を調整する。ウ　パワーコンディショナ等に囲いを設ける、住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講ずる。 |  |  |
| ７【　】見通せる範囲に、住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物・施設等があり、下記の条件に該当する。①設置場所の北側に高い建物がある ②斜面地へのパネル設置で、南側に近接して住宅等がある ③東側又は西側が大きく拓けている土地に太陽光発電施設を設置する | ア　販売・施工店等に依頼するなどして、反射光のシミュレーション等を実施する。イ　アレイの向きを調整する。ウ　アレイの配置を調整する。エ　太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する。オ　住宅等との境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施す。 |  |  |
| ８【　】事業区域の周辺に、展望地や展望台、眺望の良い峠、野外レクリエーション地や観光道路上で眺望の良い場所等の主要な眺望点がある。９【　】事業区域の周辺に、名勝、重要文化的景観、文化遺産・自然遺産、国立公園等の自然公園、国や地方公共団体の定める景観資源等がある。 | ア　主要な眺望点から景観資源を撮影した写真に、施設設置後の事業区域を図示したり、フォトモンタージュを作成することにより、主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度を確認する。イ　アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮したものとする。ウ　周辺景観との調和に配慮してアレイを配置する。エ　敷地境界から距離（バッファーゾーン）をとってアレイを配置する。オ　敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。カ　周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。キ　既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にする。 |  |  |
| １０【　】近隣に住宅等がある場所で、造成工事を実施する。１１【　】工事用車両の主な走行ルート沿いに住宅等がある。 | ア　同時に多数の建設機械が稼働したり工事用車両が走行したりしないよう、できる限り工事計画を調整する。イ　強風時の作業を控える、騒音を抑えた工法を採用するなど、作業時期や時間帯、工法について配慮する。ウ　工事用車両の走行は、周辺への影響が比較的小さいルートや時間帯とするとともに、適切な速度で走行するよう徹底する。エ　造成工事に伴う粉じん等を抑制するため、事業区域内や工事用道路に散水を行うなどの配慮をする。オ　工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生を抑制するとともに、泥で周辺道路等を汚すことのないよう配慮する。カ　事業区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じん等や騒音の低減に努める。キ　使用する建設機械は、低騒音・低振動型のものを採用する。 |  |  |
| １２【　】事業区域やその周辺が、重要な動植物の生息・生育地となっている。１３【　】地域や地域の自然環境の状況に詳しい専門家から、事業区域やその周辺における重要な動植物の生息・生育地に関する情報提供があった。 | ア　事業区域又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、対策を検討するに当たり、専門家に相談する。イ　事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくする。ウ　事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにする。エ　植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮する。オ　重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように、工事の時期を調整する（大きな騒音が生じる工事の回避等）。 |  |  |
| １４【　】工事が、自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす。１５【　】施設が、自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす。 | ア　事業区域内に自然との触れ合いの活動の場がある場合は、その改変面積をできる限り小さくする。イ　隣接する自然との触れ合いの活動の場へ、造成工事に伴う土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音・振動の影響が及ばないように配慮する。ウ　太陽光発電施設の稼働時において、隣接する自然との触れ合いの活動の場に対して影響を及ぼさないように、適切に維持管理する。 |  |  |
| １６【　】その他 | ア　地域住民等から、土地、周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等を聞き取る。イ　適切な範囲の地域住民等に対し、施設の設置を計画していることを周知（説明会等の実施）する。 |  |  |
| １７【　】１～１６すべてに非該当 |  |